

# 地 域 再 生 計 画

## 1. 地域再生計画の名称

民生の安定と安全・安心なみなとづくり計画

## 2. 地域再生計画の作成主体の名称

大分県

## 3. 地域再生計画の区域

大分市及び臼杵市の区域の一部（臼杵港、東深江漁港及び下浦漁港）

## 4. 地域再生計画の目標

計画区域は、大分県の東南部に位置し、北、西、南の三方を山に囲まれ、海岸線はリアス式海岸特有の複雑な形状を有しており、東に豊後水道を臨むように漁業集落が点在し、古くから一本釣り、まき網、延縄、底引き網等の漁業が盛んな地域である。

この地域の各漁業集落の拠点となっている漁港のうち、東深江漁港（地区人口 230 人、漁業者数 42 人）と下浦漁港（地区人口 511 人、漁業者数 62 人）の各漁港は、地元漁船の準備、陸揚げ、休憩などの漁業活動を支える漁港としてのみならず、東深江漁港は同地域の流通拠点及び避難港として、下浦漁港は同地区の生活の場としての中心的な役割も担っている。

しかしながら、東深江漁港（利用漁船数 92 隻）では、平成 16 年の台風 23 号により漁船の損壊等甚大な被害を受けており、現在でも、荒天時に防波堤や護岸を越えて港内に流入する越波により、漁船の破損等の被害が起こっている。このため、越波による被害をなくすために、天端高の不足している防波堤や護岸の改良を行う。

また、下浦漁港（利用漁船数 81 隻）では、荒天時に港内であっても波が高くなり、安全な係留ができないため、在港船は他港への避難を余儀なくされており、避難作業や出漁準備などに多大の労力と経費を費やしている。このため、荒天時に他港へ避難する必要がないように、港内の静穏度を確保するための防波堤の整備を行う。

これらの整備により、安全で効率的な漁業活動を可能にし、災害に強い漁港づくりを進める。

一方、本計画区域は、全体が山に囲まれているため、地震や風水害等の災害時に陸路が寸断され、陸の孤島となる危険性の非常に高い地域でもある。実際、臼杵市東部の深江地区では、唯一の幹線道路である県道が台風による災害で寸断さ

れ、集落が孤立し、海路で人や物資の輸送を行ったことが過去にある。

政府の地震調査委員会が公表した「全国を概観した地震動予測地図 2008 年版」では、東南海・南海地震が今後 30 年以内に発生する確率は 50%超とされており、同規模の災害が発生した場合、本計画区域は、道路網が寸断されるなど陸上輸送が十分機能しない危険性がある。

このため、本計画区域の災害時の海上輸送拠点を確保するために、大分県地域防災計画に基づき、本区域の人流・物流の拠点である臼杵港に、地震時にも使用できる耐震強化岸壁と災害時の避難場所として利用する防災拠点（緑地）を整備する。

あわせて、地元住民に対する避難所の周知、防災訓練などの実施により、災害に強い地域づくりを進める。

#### **（目標 1）大規模地震に対する防災機能の向上**

**（地域に必要な耐震岸壁の整備率 100%）**

#### **（目標 2）東深江漁港の荒天時における漁船被害削減**

**（越波被害想定漁船数 6 隻から 0 隻）**

#### **（目標 3）下浦漁港の労働環境改善**

**（現有係留施設のうち静穏度が確保されている割合の向上 88%から 100%）**

### **5. 目標を達成するために行う事業**

#### **5-1 全体の概要**

災害時の海上輸送拠点を確保するため、大分県地域防災計画に基づき、臼杵港に耐震強化岸壁を整備するほか、災害時に避難場所として利用する防災拠点（緑地）を整備する。あわせて、地元住民に対して避難場所の周知、防災訓練などを行い、災害に強い地域づくりを進める。

また、東深江漁港及び下浦漁港においては、防波堤の新設及び改良により港内の静穏度を確保し、荒天時における係留、避難の安全性の向上を図り、さらには護岸の改良を行うことで出漁準備、陸揚作業時の安全を確保することにより、安全で快適な漁業活動の実現を図る。

## 5-2 法第五章の特別の措置を適用して行う事業

### 港整備交付金を活用する事業

#### 【施設の種類の事業主体】

- ・ 港湾施設（臼杵港） 大分県
- ・ 漁港施設（東深江漁港・下浦漁港 ともに第1種漁港） 大分県

#### 【整備量】

- ・ 港湾施設 水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、  
港湾環境整備施設
- ・ 漁港施設 外郭施設、水域施設

#### 【事業期間】

- ・ 港湾施設 平成22年度～平成26年度
- ・ 漁港施設 平成22年度～平成26年度

#### 【事業費】

- ・ 総事業費 3,400,000 千円
  - 港湾施設 3,000,000 千円（うち交付金 1,186,000 千円）
  - 漁港施設 400,000 千円（うち交付金 200,000 千円）

※なお、上記事業の整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

## 5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「民生の安定と安全・安心なみなとづくり計画」を達成するためには、ハード・ソフトの一体的な取り組みが必要であることから、現在も実施中である地元住民への避難所の周知、防災訓練、情報伝達体制の構築などの事前周知、普及、啓発活動を継続して行い、今後の取り組みとしては、漁業者への避難時のためのルールづくりや講習、啓発活動を行い、災害に強い地域づくりを図る。

## 6. 計画期間

平成22年度～26年度（5ヶ年）

## 7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価する。また、必要に応じて事業の内容の見直しを図るために、市、関係機関等で構成する「地域再生計画評価協議会」を設立し、施設の整備状況等について評価・検討を行う。

## 8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし